

# お知らせ

掲載日：令和4年7月1日

## 国税庁e-Taxキャラクター「イータ君」の第三者利用の開始について

### イータ君



[拡大表示](#)

令和4年7月1日（金）以降、国税庁e-Taxキャラクター「イータ君」について、一定の要件のもと、国税庁等以外の第三者の利用を開始します。

利用に当たっては、「[国税庁e-Taxキャラクターの利用に関する規程](#)」の内容を確認するとともに、「国税庁e-Taxキャラクター「イータ君」利用許諾（変更）申請書」の提出が必要です。詳細は「[国税庁e-Taxキャラクターの利用規程](#)」をご確認ください。

